

1. 校訓

愛、自然、人を、自分を、たいせつにしよう。



校章の由来

大原野中学校は、京都市洛西に広がる竹林にあります。竹は、地にしっかりと根を張り、高くまっすぐに伸び、多くの葉を散らせます。竹の葉のように多くの子どもたちが集い、竹のように成長していくようにとの願いを込めて、竹をモチーフにデザインされた校章です。

楕円を逆三角形に竹の形を構成することにより、動きのある若々しいイメージを表しています。

色形は、やはり竹のグリーンを主調色として、大空の広がりを表す濃い青でまとめられています。

2. 生徒心得

各自が社会的常識に照らし合わせて判断し、行動しよう。

(1) 登下校

- ① 登校は定刻(25分)に遅れないようにする。
- ② 放課後、用事のないものは速やかに下校する。(15時40分下校)
- ③ 自転車通学者は交通法規を守り、必ずヘルメットを着用する。

(2) 学習

- ① 始業1分前の予鈴で着席し、開始のチャイムで授業を開始する。授業中は学習に集中し、積極的に取り組む。

(3) 持ち物

- ① 不必要な金銭や学習に不必要的もの(携帯電話等)は持つてこない。
- ② 携帯電話を、事情により持参する場合は、保護者確認の上、登校時に職員室で預けること。
- ③ 必要な金銭を持ってきたときは、登校時に職員室で預けること。(部活動の集金は顧問に)

(4) 外出

- ① 登校したら原則として外出は認めない。 *ただし、担任の許可がある場合は特例として外出を認める。
- ② 再登校時も、本校指定の服装で登校する。

(5) 服装

- ① 本校指定の通学服を正しく着用すること。
- ② 防寒具(マフラー、ネックウォーマー、手袋)、防寒着の着用に関しては登下校時のみとし、校内では着ない。
- ③ 防寒着はブレザーの上から着用すること。
- ④ セーター登校は可。(*式典ではブレザー・ネクタイ、リボンを着用する。)
- ⑤ 通学靴は運動靴とする。靴下は白・黒・紺を基調とする華美ではないもの。
- ⑥ セーターは学校指定のものとする。または、白・黒・紺・グレーで無地のものとする。
- ⑦ 長袖および半袖ポロシャツは、学校指定のもの(大原野デザイン)とする。または、白で無地のものとする。

(7) 頭髪

- ① 染色や脱色、パーマ、整髪剤の使用などは禁止する。

(8) 生活

- ① 公共で使うもの(校舎・体育館・グラウンド・格技場等)は大切にきれいに使うこと。
- ② 自転車乗車時は、ルールやマナーをしっかりと守って乗車すること。
- ③ 清潔で美しい環境をつくるため、校内美化に努めること。
- ④ 移動教室の際は、消灯・戸締りをし、休憩時間中に移動を完了すること。
- ⑤ 樹木・草花を大切にすること。
- ⑥ 校舎内に入るときは、足ふきマットで靴の泥を落とすこと。
- ⑦ 地震、火災、台風などの不慮の災害が発生したときは、慌てず、指示に従って速やかに避難する。
- ⑧ 生徒の立ち入り禁止区域(自転車置き場、格技場のまわり、体育館のまわり、北側駐車場および危険な場所)には、立ち入らないこと。

(9)保健室利用について

- ① 保健室では、病気やけがに対して応急処置を行い、治療や服薬は行わない。
- ② 保健室での休養および経過観察は、原則として1時間以内とする。(よくならないときは自宅で休むか、治療を受ける)
- ③ 授業中は、教科担任に告げてから来室する。
- ④ 休み時間終了もしくは始業開始のチャイムが鳴ってからは、その教科担任に必ず連絡してから来室する。
- ⑤ 自宅(家庭)での傷病の場合、継続した処置は原則として行わない
- ⑥ 保健室閉鎖(養護教諭不在)の時は、職員室の救急薬品を利用する。

(10)部活動

① 目的

部活動は、生徒が共通の趣味や目的を持って上級生や同級生や下級生が一緒にになって活動する場であり、部活動を通して自主的・自治的な能力を身に付けることを目的とする。

② 入部について

2つの部活動を兼ねることはできない。

③ 活動について

ア 活動は、原則として顧問が校内にいるときに限る。

④ 活動は、下記の完全下校時間を遵守すること。

16:40終了 16:50完全下校

- ⑤ 休日および長期休業中の部活動は、午前は8:30以降開始、午後は17:00完全下校とする。
- ⑥ 試験 1週間前からは、原則として活動を停止する。(ただし、公式戦等の前には、調整程度の練習を認める。)
- ⑦ 更衣は、活動場所、又は別途割り当てる場所を使用する。
- ⑧ 昼食は、午前中授業のときは自教室で、休日は割り当て教室または活動場所でとること。
- ⑨ 体育館、並びに活動に使用した教室等の戸締りは、最後に使用した部で行う。
- ⑩ 対外試合等で校外に出る場合は、通学服またはジャージ・ユニフォームを着用し、引率顧問の指示に従い、交通安全には充分気をつける。

(11)自転車通学規則

①許可条件

ア 自宅が本校より直線距離で 1.7km 以遠のもの。大原野小学校区に限る。

イ その他、特別の事情があると学校が認めた場合。

②手続き

ア 自転車通学を希望する生徒は、許可願・誓約書を担任を通じて安全係に提出する。

イ 2・3年生は旧免許証と一緒に提出する。

ウ 許可を受けた者に免許証を交付する。

エ 許可を受けた者は車体後部にシールを貼る。(3年間使用)

③乗車規則

ア ヘルメットを必ず着用し、あごひもをかける。

イ 通学にふさわしい自転車で登校する。

ウ 交通ルールを守る。雨天時など傘をさして乗らない。

オ 自転車置き場では施錠し、整理しておく。

カ 免許証は必ず携帯する。(紛失した場合は係にすぐに申し出る)

キ 校門付近では必ず徐行し、校門を入ったら下車し、体育館横の駐輪場に整理して置き、施錠する。その他、危険のないようにする。(登下校時以外は、駐輪場には入らない。)

ケ 通学途中に違反(2人乗り、ヘルメット未着用など)があった時は以下の手手続きを受ける。

*学級担任に連絡後、係ともに指導、保護者に連絡。